

# 家族介護用品支給事業について

## 1 事業内容

高齢者を介護している家族の負担の軽減及び、要介護高齢者の在宅生活の支援を目的とし、対象者に対して、介護用品(大人用紙おむつ(尿取りパット、フラットを含む)、使い捨て介護用手袋、使い捨て清拭タオル、清拭剤、ドライシャンプー、防水シート)を支給します。

## 2 支給対象者

要介護3以上で、住民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族(※入院・入所中の場合は、対象になりません。)

## 3 支給の方法

### (1) 支給上限額

要介護度	支給上限額(月額)
要介護 3	3,000円
要介護 4・5	5,000円

《7月～翌年6月分》

課税状況を確認し、支給決定します。

(2) 年度内の中途において助成対象又は対象外となった場合は、該当月を基準日に支給又は終了します。

(3) 申込書提出後、町から支給決定通知書が送付されますので、その通知書を薬局(野の花薬局、キンタカ、いな薬局)に持参いただき、確認のうえ介護用品を購入してください。

【お問合せ先】 大山町福祉介護課

電話0859-54-5207